

## 訂正とお詫び

「令和7年度版 建築設備士 学科試験 問題解説」に誤りがあります。  
正しくは、下記のとおりとなります。

### 建築法規 問題

- ・ p. 153 建築法規 問題 令和元年度 №.18 肢2 問題文 3行目

誤	<u>事業用電気工作物</u>
正	<u>一般用電気工作物</u>

### 建築法規 解答・解説

- ・ p. 116 建築法規 解答・解説 №.18 肢2 解説 全文

誤	2. 正しい記述である。電気事業法第38条第1項、同法施行規則第48条第1項、第2項第一号及び第4項第一号により、電圧が600V以下の太陽電池発電設備であって出力10kW以上50kW未満のものは、小規模事業用電気工作物に該当する。同法第38条第1項ただし書により、同一の構内に設けるものが小規模事業用電気工作物であるため、当該太陽電池発電設備を設置した場合には事業用電気工作物に該当する。
正	2. 正しい記述である。電気事業法第38条第1項、同法施行規則第48条第1項、第2項第一号により、電圧が600V以下の太陽電池発電設備であって出力50kW未満のものは、小規模発電設備に該当する。同法第38条第1項により、同一の構内に設けるものが小規模発電設備であるため、当該太陽電池発電設備を設置した場合であっても一般用電気工作物に該当する。

以上、訂正がありましたことを深くお詫びいたします。